

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働局第1庁舎電話設備工事 大阪市中央区大手前4-1-67 R2.5.1~R2.1.6.1	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R2.5.1	東亜通信株式会社 大阪市西区西本町1丁目12-7	41200010067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条2号	2,218,700	1,587,300	71.5%	-	-	-	-	
2 大阪労働局第1庁舎別館2階空調機新設工事 大阪市中央区大手前4-1-67 R2.5.1~R2.6.1	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R2.5.1	株式会社トラスト 岸和田市西大路町21-6	7120101047888	別紙1参照	9,593,100	8,118,000	84.6%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪労働局第1庁舎別館2階空調機新設工事
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局助成金センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例措置の拡大により相談・申請が急増している状態であり、支給についても申請から2週間以内の早期支給が求められている。これに伴い、非常勤職員については、事業支援アドバイザー50名、申請相談員60名の増員措置がなされたところである。しかしながら、現在の助成金センター執務室では増員された非常勤職員が事務を行うスペースがなく、迅速な支給審査を行うことが不可能であったため、近畿財務局との協議により現在使用されていない大阪合同庁舎内の一室を利用し、6月1日より当該業務を行うこととなった。しかしながら、当該事務スペースの空調機器については建築当時に設置された総合空調機のみが設置されているが、当該事務に当たる配置人数を鑑みると不十分であり、職員の健康状態に影響を及ぼすことが想定される。また、新型コロナウイルス感染対策のため空気循環を行う必要が生じていることから、空調和機能を備えた環境整備が不可欠であるが、工期に少なくとも2か月程度を要することを考慮すると、一定期間の公示を経て一般競争入札を行うと、受注者による部材の調達を含め工事完了時期が8月頃となることが見込まれ、工事完了までの間、職員の健康状態に影響を及ぼす恐れが高まる。加えて、雇用調整助成金の支給申請が激増している状況を鑑みると、執務環境を整備し一刻も早く上記増員のもと審査・支給決定業務にあたらなければ早期に支給決定を行うのは到底不可能であり、本助成金の目的である雇用のセーフティーネットとしての機能を果たせず、行政需要の高まりに応えることができなくなると国民生活に悪影響を及ぼすこととなることから、早急に本工事を着工する必要がある。ついては、大阪合同庁舎における空調設備工事を受注した実績のある株式会社トラストに確認を行ったところ、早急に本工事を施工可能であるとの回答が得られたことから、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	